

議案第43号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 13 年 6 月 18 日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成13年6月21日原案可決
三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年三朝町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改正後							改正前						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
退職報償金支給額表							退職報償金支給額表						
階級	勤務年数						階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	円 181,000	円 286,000	円 401,000	円 536,000	円 721,000	円 921,000	団長	円 177,000	円 282,000	円 397,000	円 532,000	円 717,000	円 917,000
副団長	171,000	271,000	371,000	476,000	651,000	851,000	副団長	167,000	267,000	367,000	472,000	647,000	847,000
分団長	161,000	256,000	351,000	451,000	601,000	791,000	分団長	157,000	252,000	347,000	447,000	597,000	787,000
副分団長	156,000	241,000	326,000	416,000	566,000	751,000	副分団長	152,000	237,000	322,000	412,000	562,000	747,000
部長及び班長	146,000	221,000	296,000	376,000	506,000	676,000	部長及び班長	142,000	217,000	292,000	372,000	502,000	672,000
団員	136,000	206,000	276,000	351,000	461,000	631,000	団員	132,000	202,000	272,000	347,000	457,000	627,000

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成13年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 平成13年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。